解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年二月一日愛知県知事の認証により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十六日

愛知県一宮市大江一丁目一〇番一二号

宗教法人澄清寺

清算人　阿南　吉子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年八月六日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成三十年二月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十六日

東京都港区芝浦四丁目九番二五号芝浦スクエアビル三F

医療法人社団研歯会

清算人　井手　英一

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年二月十五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十六日

富山県魚津市友道一二二八番地二

宗教法人通寶寺

清算人　平岡　務

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年二月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十六日

兵庫県たつの市揖西町小神一〇四四番地一

たつの市正條中農住組合

清算人　森口　正和

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十月八日開催の臨時社員総会の決議並びに広島市長の認可により平成三十年二月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月十六日

広島市南区南蟹屋一丁目一番二九号

医療法人社団誠心会

清算人　香川真由子

第七十九期決算公告

平成二十九年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨

単位・億円

資産の部	
流動資産	八九六
固定資産	一、三四七
資産合計	二、二四三
負債及び純資産の部	
流動負債	三九六
固定負債	一九八
退職給付引当金	一一三
その他	八五
株主資本	一、四三五
資本金	三
資本剰余金	〇
資本準備金	〇
利益剰余金	一、四三二
利益準備金	〇
その他利益剰余金	一、四三一
評価・換算差額等	二一三
株式等評価差額金	二一三
負債及び純資産合計	二、二四三

損益計算書の要旨

（自　平成二十八年十二月一日　至　平成二十九年十一月三十日）

単位・億円

売上高	一、一七九
売上原価	八八三
売上総利益	二九六
販売費及び一般管理費	二七七
営業利益	一九
営業外収益	二五
営業外費用	一
経常利益	四三
特別利益	三
特別損失	九
税引前当期純利益	三六
法人税、住民税及び事業税	一五
法人税等調整額	三
当期純利益	一七

平成三十年三月十六日

東京都文京区音羽二丁目一二番二一号

株式会社社講談社

代表取締役　野間　省伸

第十三期決算公告

平成二十九年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・百万円

資産の部	
流動資産	五五
固定資産	三五
資産の部合計	九〇
負債及び純資産の部	
流動負債	五六七
負債の部合計	五六七
株主資本	△四七七
資本金	一〇
利益剰余金	△四八七
その他利益剰余金	△四八七
（当期純利益）	（八）
純資産の部合計	△四七七
負債及び純資産の部合計	九〇

平成三十年三月十六日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一四番一〇号　モルトンブラウンジャパン株式会社

代表取締役　村上　由泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市鶴見坦三丁目一四六番地、最後の住所福島県郡山市鶴見坦三丁目一〇番八号　被相続人　亡　宗形　元博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

福島県郡山市堂前町二番一八号　オフィスフォー一〇一号

相続財産管理人　弁護士　渡邊　涼子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡美浦村大字大須賀津六〇三番地二、最後の住所茨城県稲敷郡美浦村大字大須賀津五六八番地

被相続人　亡　塚本　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

茨城県土浦市千鳥ケ丘町四番三号

相続財産管理人　司法書士　安藤　康子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区高砂二丁目四二五番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　石井三五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十六日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Aみつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　真一

第42期決算公告

平成30年2月23日

青森県青森市第二問屋町三丁目10番26号

株式会社青森共同計算センター

代表取締役　今　英已

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	544,593
	固定資産	420,375
	合計	964,968
負債及び純資産の部	流動負債	413,910
	固定負債	148,067
	株主資本	402,991
	資本金	50,000
	利益剰余金	352,991
	利益準備金	12,166
	その他利益剰余金	340,825
	（うち当期純利益）	（64,983）
	合計	964,968